

令和8年度

事業計画及び収支予算書

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構

目 次

I	令和8年度事業計画書	1
1	基本方針	1
2	事業の概要	2
(1)	いばらきグローバルビジネス推進事業	2
(2)	ものづくり海外展開推進事業	2
(3)	茨城県中小企業等海外展開支援事業	3
(4)	いばらきチャレンジ基金事業	3
(5)	中小企業エキスパート派遣事業	4
(6)	よろず支援拠点事業	4
(7)	ものづくり産業マッチング支援事業	5
(8)	いばらき知的財産戦略推進事業	6
(9)	中小企業情報発信事業	6
(10)	取引かけこみ寺事業	7
(11)	設備資金貸付事業、設備貸与事業、県単独機械類貸与事業	7
(12)	新事業創出拠点設置運営事業	7
II	令和8年度収支予算書	8
1	収支予算書	8
2	事業別収支予算内訳表	10
III	資金調達及び設備投資の見込みについて	12
IV	公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容	13

I 令和8年度事業計画

1 基本方針

最近の我が国経済は、物価上昇が賃金上昇を上回り、消費は力強さを欠いているとされているが、今後は、景気の緩やかな回復が続く中で、安定的に賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待されています。

このような中、国においては、デフレから完全に脱却し、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たなステージへ移行させていくとしています。

また、県においては、人口減少が加速度的に進む中、財政健全化と併せ、本県が飛躍・発展していくためには、国内外から「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増える、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指し、「新しい茨城」づくりに向けた施策を構築していくことが必要であるとしています。

当機構においては、国、県、各支援機関及び金融機関等と連携を図りながら、質の高い中小企業の支援を進め、県の施策である「活力ある中小企業・小規模事業者の育成」を担う支援機関として、中小企業の輸出支援を更に強化するという県の方針に基づき、官民連携の強化や海外企業とのビジネスマッチングの機会創出、商談のフォローアップなど、グローバルなビジネスを更に支援してまいります。

令和8年度は、引き続き県、ジェトロ茨城と連携しながら、人口減少などにより国内市場が縮小する中、中小企業が更なる成長・発展をしていくために、グローバルに販路開拓を目指す中小企業に対してソリューションプロバイダーとしての役割を担ってまいります。

具体的には、輸出拡大のための支援強化として、新たな輸出ビジネスに参入する企業の発掘・支援と輸出実績のある企業の新規市場へのビジネス拡大支援を両輪として展開してまいります。特に、新規市場へのビジネス拡大支援については、海外で開催される展示商談会での茨城県ブース設営による県内企業共同出展事業を更に強化し、これまでに出席していない新たな国や地域の大規模展示商談会にも出展する計画です。

また、めまぐるしく変動する国際情勢の影響により激動する市場環境に対応するための支援強化として、既成概念や過去の経験に固執することなく、常に柔軟な姿勢で、中小企業が直面する課題のソリューションプロバイダーとしての役割を果たしてまいります。

現中期経営計画（令和7年度～令和9年度）の初年度は主要な成果目標（KPI）を全て達成できる見込ですが、2年目となる令和8年度も引き続き成果目標を達成できるよう、全役職員が一丸となり事業計画を着実に履行してまいります。

2 事業の概要

(1) いばらきグローバルビジネス推進事業

【県受託事業（県産品販売課）】〔予算額：36,498千円〕

県、ジェトロ茨城と連携しながら、有望市場、有望バイヤーの発掘から商品開発、商談成約までを総合的に支援します。

具体的には、職員や海外展開推進員が、適宜、フォローアップ等を行いながら、国内外で開催される展示会・商談会や商社等との商談等を通じて、取引マッチングの促進や海外現地バイヤー等とのネットワークの構築等を支援します。

また、ジェトロ茨城との合同オフィス「いばらき海外展開総合支援窓口」を通じて、県内中小企業の相談にワンストップで対応するほか、ジェトロ茨城と共催で海外展開セミナー等を開催し、貿易取引に関する知識の習得や、海外対応力の向上を支援します。

ア 専門家の配置	3人
イ 海外展開に取り組む県内中小企業等の掘り起こし	随時
ウ 展示商談会への出展支援	4回程度
エ オンライン商談の実施	随時
オ 貿易投資相談	随時
カ 海外展開セミナーの開催（共催及び後援を含む。）	4回
キ 県内中小企業等への情報提供	随時

(2) ものづくり海外展開推進事業

【県受託事業（中小企業課）】〔予算額：124,597千円〕

競争力のある製品や高い技術力を有する県内ものづくり中小企業の海外展開を支援するため、アジア、アメリカ及び欧州地域の販路開拓を目指して大規模展示会に茨城県ブースを設置して共同出展するとともに、共同出展企業に対しては、その事前準備として海外向け販促動画やリーフレット等の販促ツール作成を支援します。

また、海外経験が豊富な海外展開推進員を配置してマッチング企業の掘り起こしや戦略策定等の伴走支援を行うとともに、海外営業用のガイドブック（英語版企業紹介資料）を作成します。

ア 専門家の配置	4人
イ 海外展開に取り組むものづくり企業の掘り起こし	随時
ウ 海外展示会への出展	4回程度
エ 海外展示会向け販促ツール作成支援	24社程度
オ ものづくり企業ガイドブックの作成	随時

カ 海外展開に関する問い合わせや相談対応	随時
キ ものづくり企業への情報提供	随時

(3) 茨城県中小企業等海外展開支援事業

【国補助事業（関東経済産業局）】〔予算額：11,950千円〕

優れた技術等を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする中小企業に対して、国際競争力の向上、経営基盤の強化、海外市場への新たな参入及び事業展開を促進することを目的に、既に国内に出願している産業財産権（特許、実用新案、意匠及び商標）を基に行う外国出願に要する経費の一部を助成することで、戦略的な外国への特許・商標出願等を支援します。

助成対象経費	助成期間	助成限度額	助成率
外国特許庁への出願手数料、現地・国内代理人費用、翻訳料 等	単年 (当該年度内)	特許 150万円 実用新案、意匠、商標 60万円 冒認対策商標 30万円	最大 1/2

(4) いばらきチャレンジ基金事業

【国貸付金(中小企業基盤整備機構)・県貸付金(中小企業課)・県補助事業(中小企業課)】
〔予算額：112,912千円〕

人口の減少や経済のグローバル化など社会の変化に対応し、本県の産業を継続的に発展させるため、新たな市場獲得に向けた海外販路開拓や最先端の科学技術やものづくり産業が集積する本県の強みを最大限に活かした新技術・新製品開発等のチャレンジを支援します。

※基金内容

区分	金額	備考
中小企業基盤整備機構	6,000,000,000円	10年間の無利子貸付金
茨城県	20,000,000円	同上
当機構	1,490,000,000円	工業技術振興基金
計	7,510,000,000円	

① 助成事業

事業名	助成期間	助成限度額	助成率
ア 海外販路開拓促進事業 海外販路開拓を目的とした展示会等への出展を支援	単年 (当該年度内)	150 万円	最大 2/3
イ 外国語ウェブサイト制作事業 海外販路開拓を目的としたウェブサイト制作を支援	単年 (当該年度内)	100 万円	最大 2/3
ウ 国際認証取得事業 海外販路開拓を目的とした国際認証取得を支援	2 年以内	250 万円	最大 2/3
エ 新技術・新製品開発促進事業(単年度) 新技術・新製品の開発又はそれらを活用した新サービスの開発を支援	単年 (当該年度内)	250 万円	最大 2/3
オ 新技術・新製品開発促進事業(複数年) 新技術・新製品の開発又はそれらを活用した新サービスの開発を支援	1 年超 2 年以内	500 万円	最大 2/3

(5) 中小企業エキスパート派遣事業

【県補助事業（技術革新課）・企業負担金】〔予算額：30,240 千円〕

中小企業が抱える経営面（経営全般、労務管理、マーケティング等）や技術面（品質・工程管理、原価計算、生産・加工技術、新製品開発等）の課題を解決するため、エキスパート（中小企業診断士、大手企業の元技術者等）を派遣して支援します。また、派遣内容の相談やエキスパートの選定、派遣後のフォローアップ等について、総括テクノエキスパートがサポートします。

ア 総括テクノエキスパートの配置 4 人
イ エキスパート派遣 640 日

(6) よろず支援拠点事業

【国受託事業（関東経済産業局）】〔予算額：260,723 千円〕

中小企業・小規模事業者等が抱える売上拡大や経営改善等の経営課題に対して、県内支援機関と連携しながらワンストップで対応する「よろず支援拠点」を機構内に設置することで、経営課題の解決に向けた支援を実施し、地域経済の活性化を目指します。

また、本事業を通じて、県内支援機関の特徴等を把握し、支援機関・専門家等と連携体制を強化するとともに、支援機関に支援モデル・ノウハウ等を浸透させ、支援機関の能力向上を図ります。

さらに、最低賃金引上げ、「省力化投資促進プラン」も踏まえた省力化促進、エネルギー価格・物価の高騰、米国関税、インボイス制度への対応等の様々な事業環境の変化に中小企業・小規模事業者等が円滑に対応出来るように拠点の支援体制を強化します。

これらに対応するため、拠点内に従来の「ワンストップ相談窓口」に新たに開設する「生産性向上支援センター」を加えた2つの相談窓口を設置します。

①ワンストップ相談窓口

ア	コーディネーター等の配置	35人
イ	プロジェクトチームの編成（支援体制の強化等）	随時
ウ	政策的な重点分野支援チームの編成（相談体制の強化等）	随時
エ	サテライト拠点の開設（支援機関・金融機関等）	11か所
オ	出張相談会の開催（商工会議所・商工会・市町村等）	随時
カ	支援機関連携フォーラムの開催	1回
キ	支援機関連携パートナー研修会の開催	1回
ク	支援機関連携情報交換会の開催	1回
ケ	支援機関連携コミュニティ（Slack）の運営	随時
コ	ミニセミナー・個別相談会の開催	30回
サ	国の施策説明会の開催	1回
シ	拠点広報（ホームページ、YouTube 動画等）	随時

②生産性向上支援センター

ア	サポーター等の配置	10人
イ	支援機関連携会議の開催	1回
ウ	生産性向上のセミナー・スクール等の開催	5回
エ	生産性向上取組計画書の作成	随時
オ	センター広報（ホームページ等）	随時

(7) ものづくり産業マッチング支援事業

【県補助事業（技術革新課）】〔予算額：31,457千円〕

ビジネスコーディネーター等による発注案件開拓、専門展示会への出展による技術等のPR、商談会の開催による発注企業とのマッチング機会の創出等を図り、県内中小企業の販路拡大を支援します。

また、県内中小企業の経営基盤の強化を促進するため、受発注企業の登録促進、取引

紹介あっせん、受発注の情報提供、受発注調査等の各種事業を実施することにより、県内中小企業の取引先の多角化、受注量の確保を支援します。

ア	ビジネスコーディネーター等の配置	4人
イ	専門展示会への出展	1回
ウ	広域商談会の開催	1回
エ	受発注企業の登録促進	随時
オ	取引紹介あっせん（オンライン商談含む）	随時
カ	受発注の情報提供	随時
キ	各種調査及び情報収集	
	（ア）発注企業実態調査	1回
	（イ）受注企業実態調査	1回
	（ウ）取引状況調査	1回
ク	受発注取引に係る会議及び研修	3回

※県内産業支援機関に委託

(8) いばらき知的財産戦略推進事業

【県補助事業（技術革新課）】〔予算額：4,981千円〕

中小企業の特許、商標等の知的財産の出願や利活用を促進するため、特許流通コーディネーターを配置し、知的財産に関する相談対応や、大学等が保有する開放特許を調査して中小企業へ技術移転の仲介支援を行うほか、開放特許提供者と中小企業者が事業化を検討するためのシーズ実用化検討会等を開催して支援します。

ア	特許関連情報の整備、提供及び開放特許の情報収集	随時
イ	特許技術のあっせん・仲介	24回
ウ	シーズ発表会の開催	1回
エ	シーズ実用化検討会の開催	随時

※県内産業支援機関に委託

(9) 中小企業情報発信事業

【県補助事業（技術革新課）】〔予算額：12,191千円〕

機構ホームページやメールマガジンを通して、国、県等の中小企業支援施策等の情報を提供します。また、「茨城県企業データベース」を運用することで、中小企業の自社

PR等を支援します。

ア	茨城県企業データベースによる企業情報提供支援	随時
イ	ホームページ等による情報提供	随時
ウ	メールマガジンによる情報提供	48回
エ	相談窓口業務による情報提供	随時
オ	各種情報媒体による情報提供	随時

(10) 取引かけこみ寺事業

【連携・協力（全国中小企業振興機関協会）】

全国に設置された「取引かけこみ寺」において、取引に関する様々な相談に対して相談員が親身になって対応するなど、取引の適正化を促進します。

ア 相談員の配置 2人

※相談員の採用、報酬支払等の労務管理は全国中小企業振興機関協会が実施

(11) 設備資金貸付事業、設備貸与事業、県単独機械類貸与事業

平成26年度末で廃止となった「小規模企業者等設備導入資金助成法」に基づく設備資金貸付事業及び休止中の設備貸与事業及び県単独機械類貸与事業については、全未収債権が償却済みですが、償却済の未収債権の債権管理を実施します。

(12) 新事業創出拠点設置運営事業

【県補助事業（販売戦略課）】〔予算額：216,103千円〕

産業支援機関として県内中小企業の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を効果的に実施するための支援体制を整備します。

- ア 役職員設置費
- イ 事務所賃料、共益費
- ウ 会計監査人設置費
- エ その他共通経費（公用車、事務機器整備費用等）

II 令和8年度収支予算書
1 収支予算書

(単位：千円)

項目	本年度	前年度	比較	備考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	37	37	0	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	10	1	9	
③ 受取補助金等				
補助金(県)	348,767	330,674	18,093	
補助金(国等)	11,950	13,700	△ 1,750	
助成金(国等)	0	0	0	
受託金(県)	161,095	151,680	9,415	
受託金(国等)	260,723	182,506	78,217	
受取補助金等振替額	684	1,212	△ 528	
④ 受取負担金				
負担金収入	7,429	7,929	△ 500	
⑤ 受取寄付金				
受取寄付金振替額	52,588	21,363	31,225	
⑥ 雑収益				
雑収入	83	83	0	
経常収益計(A)	843,366	709,185	134,181	
(2) 経常費用				
① 事業費				
役員報酬	17,175	16,844	331	
給料手当	102,818	91,365	11,453	
嘱託配置費	8,640	8,640	0	
退職給付費用	8,630	8,515	115	
福利厚生費	18,356	18,080	276	
報償費	202,435	161,961	40,474	
旅費	47,883	40,094	7,789	
事務費	46,590	38,577	8,013	
助成費	110,430	79,791	30,639	
委託費	53,803	63,141	△ 9,338	
燃料費	187	379	△ 192	
減価償却額	1,218	2,266	△ 1,048	
水道光熱費	2,018	1,338	680	
賃借料	82,291	62,428	19,863	
公租公課	6	6	0	
分担金・負担金	761	618	143	
工事及び装飾費	25,212	19,425	5,787	
賞与引当金繰入額	13,985	14,001	△ 16	
雑費	1,828	1,551	277	
② 管理費				
役員報酬	4,429	4,352	77	
給料手当	20,767	19,918	849	
退職給付費用	1,382	1,497	△ 115	
福利厚生費	3,931	3,984	△ 53	
報償費	4,080	3,580	500	

項目	本年度	前年度	比較	備考
旅費	3,433	3,200	233	
事務費	18,816	14,079	4,737	
委託費	1,550	1,050	500	
燃料費	45	90	△ 45	
減価償却額	286	532	△ 246	
水道光熱費	474	314	160	
賃借料	19,303	14,644	4,659	
公租公課	4,650	4,350	300	
分担金・負担金	1,008	974	34	
工事及び装飾費	2,000	2,000	0	
賞与引当金繰入額	2,611	1,675	936	
雑費	3,914	2,829	1,085	
経常費用計(B)	836,945	708,088	128,857	
当期経常増減額(C)(A-B)	6,421	1,097	5,324	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計(D)	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計(E)	0	0	0	
当期経常外増減額(F)(D-E)	0	0	0	
当期一般正味財産増減額(G)(C+F)	6,421	1,097	5,324	
一般正味財産期首残高(H)	49,778	39,731	10,047	
一般正味財産期末残高(I)(G+H)	56,199	40,828	15,371	
II 指定正味財産増減の部				
(1) 特定資産運用益				
特定資産受取利息	31,152	22,137	9,015	
(2) 一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	△ 53,272	△ 22,575	△ 30,697	
当期指定正味財産増減額(J)	△ 22,120	△ 438	△ 21,682	
指定正味財産期首残高(K)	1,611,764	1,609,189	2,575	
指定正味財産期末残高(L)(J+K)	1,589,644	1,608,751	△ 19,107	
III 正味財産期末残高(M)(I+L)	1,645,843	1,649,579	△ 3,736	

2 事業別収支予算内訳表

(単位：千円)

項目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	0	37	37
② 特定資産運用益			
特定資産受取利息	10	0	10
③ 受取補助金等			
補助金(県)	287,428	61,339	348,767
補助金(国等)	11,950	0	11,950
助成金(国等)	0	0	0
受託金(県)	146,450	14,645	161,095
受託金(国等)	237,320	23,403	260,723
受取補助金等振替額	684	0	684
④ 受取負担金			
負担金収入	7,429	0	7,429
⑤ 受取寄付金			
受取寄付金振替額	52,588	0	52,588
⑥ 雑収益			
雑収入	83	0	83
経常収益計(A)	743,942	99,424	843,366
(2) 経常費用			
① 事業費			
役員報酬	17,175	-	17,175
給料手当	102,818	-	102,818
嘱託配置費	8,640	-	8,640
退職給付費用	8,630	-	8,630
福利厚生費	18,356	-	18,356
報償費	202,435	-	202,435
旅費	47,883	-	47,883
事務費	46,590	-	46,590
助成費	110,430	-	110,430
委託費	53,803	-	53,803
燃料費	187	-	187
減価償却額	1,218	-	1,218
水道光熱費	2,018	-	2,018
賃借料	82,291	-	82,291
公租公課	6	-	6
分担金・負担金	761	-	761
工事及び装飾費	25,212	-	25,212
賞与引当金繰入額	13,985	-	13,985
雑費	1,828	-	1,828
② 管理費			
役員報酬	-	4,429	4,429
給料手当	-	20,767	20,767
退職給付費用	-	1,382	1,382
福利厚生費	-	3,931	3,931
報償費	-	4,080	4,080

項目	公益目的事業会計	法人会計	合計
旅費	-	3,433	3,433
事務費	-	18,816	18,816
委託費	-	1,550	1,550
燃料費	-	45	45
減価償却額	-	286	286
水道光熱費	-	474	474
賃借料	-	19,303	19,303
公租公課	-	4,650	4,650
分担金・負担金	-	1,008	1,008
工事及び装飾費	-	2,000	2,000
賞与引当金繰入額	-	2,611	2,611
雑費	-	3,914	3,914
経常費用計(B)	744,266	92,679	836,945
当期経常増減額(C)(A-B)	△ 324	6,745	6,421
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計(D)	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計(E)	0	0	0
当期経常外増減額(F)(D-E)	0	0	0
当期一般正味財産増減額(G)(C+F)	△ 324	6,745	6,421
一般正味財産期首残高(H)	11,705	38,073	49,778
一般正味財産期末残高(I)(G+H)	11,381	44,818	56,199
II 指定正味財産増減の部			
(1) 特定資産運用益			
特定資産受取利息	31,152	0	31,152
(2) 一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 53,272	0	△ 53,272
当期指定正味財産増減額(J)	△ 22,120	0	△ 22,120
指定正味財産期首残高(K)	1,573,764	38,000	1,611,764
指定正味財産期末残高(L)(J+K)	1,551,644	38,000	1,589,644
III 正味財産期末残高(M)(I+L)	1,563,025	82,818	1,645,843

Ⅲ 資金調達及び設備投資の見込みについて

- 1 資金調達の見込みについて
借入れの予定 なし

- 2 設備投資の見込みについて
設備投資の予定 なし

IV 公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	国内外の受発注取引の拡大支援、新技術・新製品開発支援、新分野進出・新産業創出支援、経営課題への相談対応、経営情報の提供、設備導入の支援、知的財産の活用支援等による海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業	88.9

〔1〕事業の概要について (注1)

<p>1 海外展開支援事業 (茨城県補助金、茨城県受託金、企業負担金、国補助金)</p> <p>国際化に関する各種相談への対応や情報提供に努めるとともに、貿易実務担当者のスキルアップを図るための貿易実務研修を開催する。加えて、県内企業の海外展開を一層促進するため、専門家を配置し、海外展開に関する相談に応じるとともに、海外展示会への出展を支援し海外への販路開拓を支援する。また、ホームページ、メールマガジンの各種情報媒体の特性を活かして、国及び県等の中小企業支援施策、IT関連情報及び国際ビジネス情報等を提供する。</p> <p>2 受発注マッチング事業 (茨城県補助金、企業負担金)</p> <p>ビジネスコーディネーターを配置して、大手発注企業等からの情報収集並びに発注案件開拓に努め、中小企業に最新情報を提供するとともに、受発注取引のあっ旋紹介を行う。また、発注ニーズ等に応じて迅速に商談の場を提供する特別商談会や中小企業の優れた技術を大手発注企業に直接アピールする提案型商談会等を開催し、受発注取引の拡大を支援する。さらに、受発注取引に関する各種調査を実施して的確な情勢把握に努める。</p> <p>なお、当該事業は県内産業支援機関へ外部委託している。</p> <p>3 いばらきチャレンジ基金事業 (75.1億円の基金の運用益: 茨城県60億2千万円、当機構14億9千万円、茨城県補助金)</p> <p>本県の産業を継続的に発展させるため、最先端の科学技術やものづくり産業が集積する本県の強みを最大に活かした新技術・新製品開発や海外販路開拓等の新たな市場獲得に向けた中小企業等の革新的な取組みに対して、費用の一部を助成する。</p> <p>なお、当該事業は、令和10年度までの期間限定事業であり、60億2千万円は事業終了後に茨城県へ返還する。</p> <p>4 新事業支援事業 (茨城県補助金、企業負担金、国受託金)</p> <p>各分野の専門家が中小企業の各種相談に対応し、経営力の向上、新事業創出等を支援するほか、経営や技術に関する課題を有する中小企業に対して中小企業診断士や金融機関OB等の専門家を派遣し、具体的な課題解決の支援を行う。さらに、事業化可能性等についての評価・助言等の実施や経営革新を受けた企業をフォローアップするなど、経営革新に取り組む中小企業等を総合的かつ継続的に支援する。</p> <p>5 知財総合支援事業 (茨城県補助金)</p> <p>特許技術移転の専門家を配置し、中小企業における導入ニーズの把握からライセンス契約に至るまで一貫した技術移転の仲介支援を行う。さらに、大学や研究機関等と中小企業との技術交流の場を設けて、新技術の取り入れや新製品の開発等を目指す中小企業を支援する。</p> <p>なお、当該事業は県内産業支援機関へ外部委託している。</p> <p>6 設備資金貸付事業 (貸付原資: 茨城県からの無利子借入)</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、小規模企業者等が創業及び経営基盤の強化に必要な設備を導入する場合に、必要な資金の2分の1以内を無利子で貸し付ける事業である。また、貸付に当たっては、申込企業の貸付診断を実施して適切な貸付や経営助言を行うほか、貸付後の経営状況等の把握に努め、必要に応じて事後助言を実施するなど継続的な支援を行う。現在は、新たに貸付を行わないため、(公財)茨城県中小企業振興公社から引き継いだ本事業の債権について、企業訪問等により未収債権の回収を図るとともに、適切な債権の管理に努める。</p>

7 設備貸与事業、茨城県単独機械類貸与事業（事業収入）

設備貸与事業は小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき小規模企業者等を対象に、また、茨城県単独機械類貸与事業は茨城県単独機械類貸与事業実施要綱に基づき中規模企業を対象に設備を貸与（割賦販売又はリース）している事業である。現在は、両事業ともに新規貸与を休止しているため、（公財）茨城県中小企業振興公社から引き継いだ本事業の債権について、適切な債権の管理に努める。

（事業実施のための財源）

各事業項目に記載のとおり

（事業に必要となる建物等の主な資産）

茨城県産業会館9階を一般社団法人茨城県産業会館から、茨城県水戸合同庁舎4階を茨城県から賃借している。

（複数の事業をまとめた理由）

新技術・新製品開発支援、新分野進出・新産業創出支援、経営課題への相談対応、経営情報の提供等による各種事業において経営革新及び創業の促進を支援するという共通の目的を持つため

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。

〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、「19 地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。
20	当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、「20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))		
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)
(13) 助成(応募型)	1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	「1、3の事業について」 1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにする。 2 当事業は、創業や新商品の開発、新事業の創出等を目指す個人や中小企業等を対象としている。募集に当たっては、ホームページやメールマガジン等で広くPRすることとし、機会を一般に開く。 3 選考に当たっては、各種専門家(経営等専門家、大学教授、研究機関、茨城県等)に審査委員を委嘱して審査会を行い、公正に行う。 4 3に記載したとおり、各種専門家で適切に関与する。 5 当機構の事業報告書において助成事業の概要、件数及び金額を記載し、当報告書はホームページで公表を行う。 6 事業終了後の実績報告を受けて助成額を確定する。また、その後も定期的に状況報告を行うようにする。
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	「1、2、4、5の事業について」 1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにする。 2 当事業は、茨城県産業会館9階及び水戸合同庁舎4階並びに外部委託先に相談窓口を開設し、平日の9時から17時まで相談者に対応するとともに、希望があれば専門家を企業に派遣し、現地で相談に対応する。また、広く利用を促すため、ホームページやメールマガジン等で当事業を広くPRして、機会を一般に開く。 3 当事業に必要な知識を有する職員や専門家が各種相談に対応し、適切に関与する。

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>「1、4の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにする。</p> <p>2 当事業は、各セミナーに応じて受講者の想定はあるものの、広く参加を受け付ける。また、広く周知を図るため、ホームページやメールマガジン等で当事業を広くPRして、機会を一般に開く。</p> <p>3 当機構が行う各セミナーは専門的知識の普及を目的として行うものである。 なお、講師は、各セミナーのテーマに即した適切な専門家に依頼する。</p> <p>4 講師に対する報酬は、当機構の謝金等の支出基準(講演1時間当たり1万円から5万円)に基づき支払い、過大にしない。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>「2の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、調査結果や収集した情報についてはホームページやメールマガジン等により適当な方法で明らかにする。</p> <p>2 受発注企業実態調査の結果については、当機構ホームページ等において公表する。また、発注を希望する企業の情報は、取引が可能と思われる受注企業に直接情報を提供するなど、適切に活用する。</p> <p>3 情報の収集や調査の実施に当たっては、専門的知識を有する職員が適切に関与する。</p> <p>4 受発注企業実態調査の実施を外部に委託するが、調査内容や集計結果の内容等の管理監督を行う。また、調査結果の公表は機構が行う。</p>	
(12) 資金貸付、債務保証等	<p>1.当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。</p> <p>3.対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。</p> <p>4.債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。</p> <p>5.資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)</p> <p>6.当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。</p>	<p>「6の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにしてきたが、新規貸付を休止し適切な債権管理に努めているため、新規貸付のPR等も休止している。</p> <p>2 当事業は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、茨城県から貸付原資を借り入れて、小規模企業者等が経営基盤の強化等を目的として設備を導入する場合に、購入資金の2分の1以内を無利子で貸し付けていたものであり、公益目的に合致している。</p> <p>3 当事業は、経営基盤の強化等を目指す小規模企業者等が対象である。なお、現在は、新たな募集は行われていない。</p> <p>4 当事業は、債務保証ではない。</p>	

		<p>5 当機構の事業報告書において貸付件数及び金額を記載し、当報告書はホームページで公表する。</p> <p>6 貸付前の企業診断は、専門的知識を有する職員や委託した中小企業診断士が行っていた。また、審査に当たっては、各種専門家(金融機関、中小企業支援機関、茨城県等)に審査委員を委嘱して審査会を行い、専門家が適切に関与していた。</p> <p>「7の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにしてきたが、新規貸与(割賦販売又はリース)を休止し適切な債権管理に努めているため、新規貸与のPR等も休止している。</p> <p>2 当事業は、小規模企業者等設備導入資金助成法や茨城県単独機械類貸与事業実施要綱に基づき、茨城県等から貸与原資を借り入れて、中小企業者等が経営基盤の強化等を目的として設備を導入する場合に、低利で貸与していたものであり、公益目的に合致している。</p> <p>3 当事業は、経営基盤の強化等を指す中小企業者等を対象としていた。募集に当たってはホームページや情報誌等で広くPRしていた。</p> <p>4 当事業は、債務保証ではない。</p> <p>5 当機構の事業報告書において債権管理件数及び金額を記載し、当報告書はホームページで公表する。</p> <p>6 貸与に当たっての審査等には、専門的知識を有する職員や各種専門家が適切に関与していた。債権管理についても、専門的知識を有する職員が適切に関与する。</p>	
--	--	--	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。